

別紙

7月5日の説明会に対する質問書への回答(62項目)

質問 No.	回 答
1	<p>那須雪崩事故検証委員会の報告書にもありますとおり今回の事故は、春山安全登山講習会における計画全体のマネジメントと危機管理意識の欠如に発生要因があり、これには、県高等学校体育連盟や県教育委員会の組織体制の不備が大きく関係しているものと考えております。</p> <p>検証委員会からの指摘や提言等を真摯に受け止め、「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」において、高校生の登山における安全確保や顧問等の資質向上に加え、運動部活動や学校行事等における安全管理の徹底など、学校教育活動全般にわたり、幅広く対策を講じることとしました。</p>
2	<p>管理職や部活動担当主任を対象に、運動部活動リスクマネジメント研修会を実施し、学校全体で運動部活動に関する危機管理についての情報を共有することで、運動部活動が安全に行われるよう働きかけることとしております。</p>
3	<p>学校における危機管理マニュアルについては、各校において事前の危機管理、事故等の発生時の対応及び発生後の適切な対応を行えるよう、校長研修をはじめ安全・危機管理に関する研修等の際に、徹底を図っているところです。また、各学校の校内研修への指導主事派遣の際に、危機管理マニュアルなど安全管理に関する書類が整っているか、書類や安全管理点検などの確認を行っております。今後、県教委が作成を進めている危機管理マニュアル作成の手引をもとに、学校の特性や実情に即した各校の危機管理マニュアルの見直しを促してまいります。</p> <p>なお、県高体連では、危機管理マニュアルに沿った大会運営がなされるよう危機管理委員会でチェックリストやEAP（緊急時対応計画）を点検し、大会運営を行っております。その上で、県教委は大会等を巡回し、大会運営について指導・助言を行っております。</p> <p>また、事故については様々な要因があり、処分について一律に判断することは難しいため、事故との因果関係等をその都度丁寧に分析し、十分検討した上で判断されるべきだと考えています。</p>
4	<p>再発防止策については、事業の具体化の過程において、その案を遺族の皆様公表するとともに、県議会及び同常任委員会、同予算特別委員会等、公の場における議論を経た上で決定されたものであることを御理解いただきたいと思っております。</p> <p>なお、その議論の過程で、緊急時の連絡体制の強化が重要であるとして、例えば、衛星携帯電話を携行する取組も追加され、啓発の場も大田原高校からなす高原自然の家へ変更されております。</p>
5	<p>7月5日説明会配布の資料3「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」の事業内容No.13、14、17から25、29になります。</p>
6 7	<p>再発防止策につきましては、那須雪崩事故検証委員会の提言に基づき、「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」として策定いたしました。検証委員会の提言を具体化（予算化・事業化）することが、我々に課された使命であると考えています。</p> <p>また、説明会の開催が遅くなりましたことについてお詫び申し上げます。</p>

質問 No.	回 答
8	<p>県高体連登山専門部の専門委員会や顧問会議において、県教委の職員が登山部における再発防止策について、目的や取組の概要を説明しております。なお、4月20日（金）の登山専門部総会での主な意見は以下のとおりです。</p> <p>【国立登山研修所などの研修会への派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間の講習会を受講する場合にも、県からの補助はお願いできないか。 <p>【研修会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校総体に向けた下見の日程にあわせて、顧問の研修会を開催してもらえると多くの顧問が参加できる。 ・新任登山研修会には、新任顧問だけでなく、経験の少ない顧問なども参加できるようにお願いしたい。 <p>【衛星携帯電話レンタル事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星携帯電話よりトランシーバーの方が、機能性が高いと思われるため、トランシーバーの貸出しはできないか。 <p>【登山アドバイザー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南北アルプスなど、山域ごとのアドバイザーを紹介してもらえる団体等の連絡先を取りまとめてほしい。 ・顧問によってはアドバイザーとの連絡調整が難しいため、事務局でアドバイザーを紹介するスキームにできないか。 ・アドバイザーについては、県外の方より今後のことを考えると県内の方と協力すべきと考えるため、県山岳・スポーツクライミング連盟のアドバイザー候補を取りまとめてほしい。
9 10 11 12	<p>県教育委員会としては、再発防止策について県ホームページへの掲載により広く周知しているところです。</p> <p>また、平成29年の11月に県高体連登山専門部の専門委員会及び顧問会議において、県教委の職員が、参加した顧問に対し「再発防止策の概要及びスケジュール」を説明するとともに、顧問には各校の登山部の生徒及び保護者に対して、「再発防止策の概要及びスケジュール」を説明を行うよう依頼しました。</p> <p>更に、本年度に入り、4月13日の県立学校長会議をはじめ、登山部顧問等に対しては、5月20日に開催した登山部顧問等研修会、新任教職員に対しては、7月30日に開催した初任者研修においても県教委の職員が再発防止策について説明を行いました。</p> <p>なお、各校の生徒からの意見については、取りまとめていないため把握しておりません。</p>
13 14	<p>学校安全課設置以前は、学校安全全般については学校教育課が所管し、運動部活動における安全対策はスポーツ振興課が所管するなど、事務局において学校教育活動における安全・危機管理体制の所管が分かれていて、学校管理下で発生した事件・事故のうち所管が跨がるものについて、どの課が中心となって対処するのか明確な基準はなく、その都度、個別に判断の上、対応していました。また、検証委員会からは県教育委員会におけるチェックや支援体制の未整備が指摘されたところです。</p> <p>これらを受け、学校教育活動全般の安全・危機管理体制を強化するため各学校の安全・危機管理の指導・助言・チェックや災害・事故対応を一元的に行う「学校安全課」を設置いたしました。</p> <p>安全・危機管理に特化した課の設置により、学校教育活動における安全・危機管理体制について、学校等に一貫した指導・助言ができる体制が整備されたほか、災害・事故対応に関するノウハウが学校安全課に蓄積されることにより、緊急時は教育委員会における司令塔として迅速・的確な対応が可能になると考えております。</p>

質問 No.	回 答
15	<p>県高体連では、より安全に大会等を運営するため、危機管理委員会を新設しました。県教委はその委員会に参画し、大会要項やチェックリスト、EAP（緊急対応計画）の審査を他の委員とともに行っております。</p>
16 17	<p>県高体連には、県教委の職員が理事として、会務について参画するほか県高体連の県内大会の開催や全国・関東大会への選手派遣に係る経費の補助を通じ、指導・助言を行っております。 新設された危機管理委員会にも参画し、大会運営が適正かつ安全に行われるよう指導・助言を行っております。</p>
18 19	<p>今後、県高体連主催の大会等において重大事故が起きることのないよう安全対策の徹底を指導していきます。なお、県立学校において教育活動中に事故が起こった場合には、県教委が責任を持って対処いたしますが、私立学校を含めた大会等を県教委が主催することは不可能ですので御理解願います。</p>
20 21 22 23	<p>連絡協議会については、9月5日付け「連絡協議会参加要請に対する回答（2次）に対する回答」のとおり、現在、知事部局と新組織について検討中です。</p>
24	<p>登山活動では、1パーティ2名以上の教員が引率することを義務づけているため、どのような条件であっても、教員単独での引率は認めておりません。</p>
25	<p>平成30年度の県教委主催の研修会及び目的は、資料3 No.17、18、19、20のとおりです。対象については以下のとおりです。</p> <p>①登山部顧問等研修会 対象-県高体連登山専門部に在籍する登山部顧問等</p> <p>②登山部新任顧問等研修会 対象-県高体連登山専門部に在籍する登山部新任顧問、及び顧問歴の少ない顧問等</p> <p>③生徒と顧問による登山研修会 対象-県高体連登山専門部に在籍する登山部顧問、登山部員等</p> <p>④登山指導者講習会（共催 スポーツ庁） 対象-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の登山部等で指導をしている教職員及び外部指導者 ・中学校及び高等学校において野外活動等の学校行事を担当している教職員 ・県山岳・スポーツクライミング連盟加盟団体等で指導的立場にある者 ・総合型地域スポーツクラブにおいて登山活動等を指導及び担当する者
26	<p>上記のNO.24で記載のとおり、登山活動について1パーティ2名以上の教員が引率することを義務づけています。</p>

質問 No.	回 答
27	<p>那須雪崩事故検証委員会の報告では、事故発生の要因として、計画全体のマネジメント及び危機管理意識の欠如、雪崩のリスクに関する理解不足、正常化の偏見（正常性バイアス）とマンネリズム（形骸化）があったと指摘されたところであり、県教委や国立登山研修所等が主催する各研修会においては、危機管理・安全管理等、登山部顧問の資質向上に繋がるものに重点を置いています。</p>
28	<p>那須雪崩事故の関係学校の顧問情報については、那須雪崩事故遺族・被害者の会からの平成30年6月1日付け情報開示請求により、すでに回答しております。</p>
29	<p>事業の対象が県外の登山限定であるのは、県外で実施する登山において、各学校独自に外部指導者等を確保することが難しいためであり、県外在住の面識のない現地ガイド等に対し、指導を円滑に依頼できるよう、事業化したところです。</p>
30	<p>No. 24でも記載のとおり、登山活動について、本県では1パーティ2名以上の教員が引率することを義務づけており、どのような条件であっても顧問単独での引率は認めておりません。</p>
31 32	<p>アドバイザーの派遣については、県内の山においても難易度（グレーディング）、顧問や部員の経験値、参加人数等を基準に派遣対象に加えるかどうか検討中です。</p>
33	<p>重大事故を二度と繰り返すことがないように、県高体連事務局、各競技専門部が、危機管理、安全管理の徹底を図っていくために作成されたものと認識しております。</p>
34	<p>危機管理マニュアルは、県高体連の調査研究委員会を中心に作成されたものです。県教委の職員も調査研究委員会の委員として、危機管理マニュアルの作成に参画し指導、助言をいたしました。</p>
35	<p>高体連危機管理マニュアルの「はじめに」の部分に、県教委の協力、元検証委員会委員長の戸田先生監修と記載があり、学校教育活動の一環としての部活動に係る事故については、県教委にも責任があることはこれまで述べてきたとおりです。</p>
36	<p>高体連危機管理マニュアルについては、参考資料の記載があるように、多くの資料を参考に作成し、さらに元検証委員会委員長の戸田先生に監修していただいております。</p> <p>また、各競技専門部の重大事故に向けた安全対策、チェックリストについても、中央競技団体のマニュアル等を参考に作成されております。</p> <p>今後は、中央競技団体のマニュアルの改訂や参考資料のデータの更新等を注視するとともに、県高体連の危機管理委員会で大会実施の際の事例等を分析した上で見直しをしていくことと考えています。</p>

質問 No.	回 答
37	<p>競技ごとの、大会や運動部活動の中止の基準については、県高体連の危機管理委員会において、今後さらに検討を進めるよう指導して参ります。</p>
38	<p>熱中症事故の防止については、暑さ指数等を測定し、「熱中症予防のための運動指針」((公財)日本スポーツ協会)等を参考に、運動等の実施を判断するなど、適正に対応するよう県立学校を指導するとともに、市町教育委員会に対しても、同様の依頼をしております。</p> <p>今年度の熱中症が要因と思われる生徒の救急搬送の件数については以下のとおりです。</p> <p>なお、昨年度については重篤な場合のみの報告を求めていたため、該当する事例はありませんでした(本年度から症状の軽重にかかわらず救急搬送された案件については全て県教委に報告を求めております)。</p> <p><平成30年度熱中症が要因と思われる救急搬送件数></p> <p>【県立学校 8月27日現在】</p> <p>部活動：7件(10名) 学校行事：2件(3名) 授業中：3件(6名)、 授業以外：2件(2名)</p> <p>【学校体育団体】</p> <p>中体連：地区大会52件、県大会2件 高体連：0件 高野連：21件(選手2名、応援団19名)</p>
39	<p>県教委では、無理な大会運営等が行われないよう学校や県中体連、県高体連に指導・助言しております。</p> <p>万一事故が発生した場合は、事故の状況等を十分検討した上で、処分については必要に応じて判断されるものと考えています。</p>
40	<p>高校生が、四季折々の中での登山活動を通じ、知識や体力、精神力を養い自己研鑽に努めるだけでなく、仲間たちとの結束力を高め、達成感や克服感等を共感、共有していくことが登山活動の意義として挙げられると思っております。</p> <p>ただし、無条件に登山の実施が認められるものではなく、安全を第一に実施していくことが大前提となりますので、少なくとも学校教育活動において実施する上では、山域、季節、登山形態等、その活動範囲に一定の限界や制限は付すべきものと考えております。</p>
41 42	<p>積雪期をより分かりやすく説明したものであり、ガイドラインの策定作業に当たり県教委が表現したものです。</p> <p>なお、冬季ではあっても積雪期の状態にない山での登山については、先(No.40)にお答えしました登山の意義・目的の達成に向け、安全を確保しながら実施し得るものとの登山計画審査会での議論や判断も踏まえ、冬山登山や雪上活動訓練とは異なり、今後においても認めるものとしたものです。</p>
43	<p>冬季においても登山の実施を認める山は「積雪期の状態にない山」となりますので、基本的には降雪や積雪がない低山が対象となります。</p> <p>なお、これらの低山であっても、降雪及び積雪がある場合においては、実施を認めないこととする考えでおります(No.44参照)。</p>
44	<p>冬季以外の登山においても悪天候の際は慎重な対応を求めることとしているところですが、特に、冬季における登山においては、「降雪及び積雪のある場合は登山自体を中止すること」とし、悪天候時の対応として県教委が方針を示し、ガイドラインに明記する方向で進めています。</p>

質問 No.	回 答
45 46 47 48 49 50 51	<p>高校生が、それぞれ将来にわたって四季折々の中で登山を安全に実施・継続していく上では、通常の登山技術等の習得や訓練に加え、雪上における歩行訓練や幕営の練習といった基礎的技術等の習得は意義があるものと思っております。</p> <p>ただし、この雪上活動訓練を学校教育活動において対応すべきかどうか、また、対応が可能かどうかといった観点から、登山計画審査会での議論も踏まえ検討してきた結果、学校教育活動において行うべきものではないとして事実上の結論に至りました。</p> <p>これは、生徒が自己の将来を見据え、雪上活動訓練を含む冬山登山等といったより高度な登山を希望する場合には、指導者や経験者が在籍する民間の登山団体等に個人として参加するなど、学校教育活動を越えた活動として、保護者及び生徒個人の判断に委ねるとともに、その活動の場は、受け皿としての能力を有する民間団体等に担っていただくことが、本県においては適切との考えに基づくものです。</p> <p>なお、こういった雪上活動訓練の是非を判断する上では、登山特有のリスク等を踏まえて議論する必要があったことから、登山の知識や経験が豊富な山岳の有識者や現に高校の部活動での引率経験も豊富な県高体連登山専門部委員等で組織する登山計画審査会において議論いただくことが適切であったと考えておりますし、結果として本県の実情も十分に考慮いただいた結論を出していただけたものと考えております。</p>
52	<p>登山講習会の開催については、県高体連登山専門部が主催者となるものと考えておりますが、講習会の実施にあたっては、目的・内容にふさわしい講師を選定の上、実施するよう適切に指導・助言していきます。</p>
53	<p>全国の高校生による登山の実例に関する情報を有している全国高等学校体育連盟登山専門部の方に登山計画審査会の委員に加わって頂くことで、本県高校生の登山計画の審査に関する安全対策等について有意義な指摘・助言が得られており、安全な登山の実施に向けた審査機能の強化につながっているものと考えております。</p>
54	<p>人選については、全国高等学校体育連盟登山専門部に一任しましたが、本県の実情や審査会の趣旨等を理解の上、推薦いただいた委員であると考えております。</p>
55 56 57	<p>数多くある部活動の中でも登山はありのままの自然環境下で行う活動であり、リスクも他の部活動と比べ特殊であることから、登山計画の審査やガイドラインの策定については、登山特有のリスク等を踏まえて議論する必要があり、登山の知識や経験が豊富な山岳関係の有識者や高校の部活動で引率を行っている県高体連登山専門部委員等により議論いただくことが適切と考えております。</p>
58 59 60	<p>現在検討を進めているところです。</p>
61	<p>管理職に対しては、研修や会議等において今まで以上に意識の向上を促していきます。</p>
62	<p>同様の事故による処分事例がなく、他の事例と比較することはできないため、内容を精査し、十分な検討をした上で、総合的な判断により処分を決定いたしました。</p>

*回答内での資料とは、7月5日説明会の資料のことを指します。